



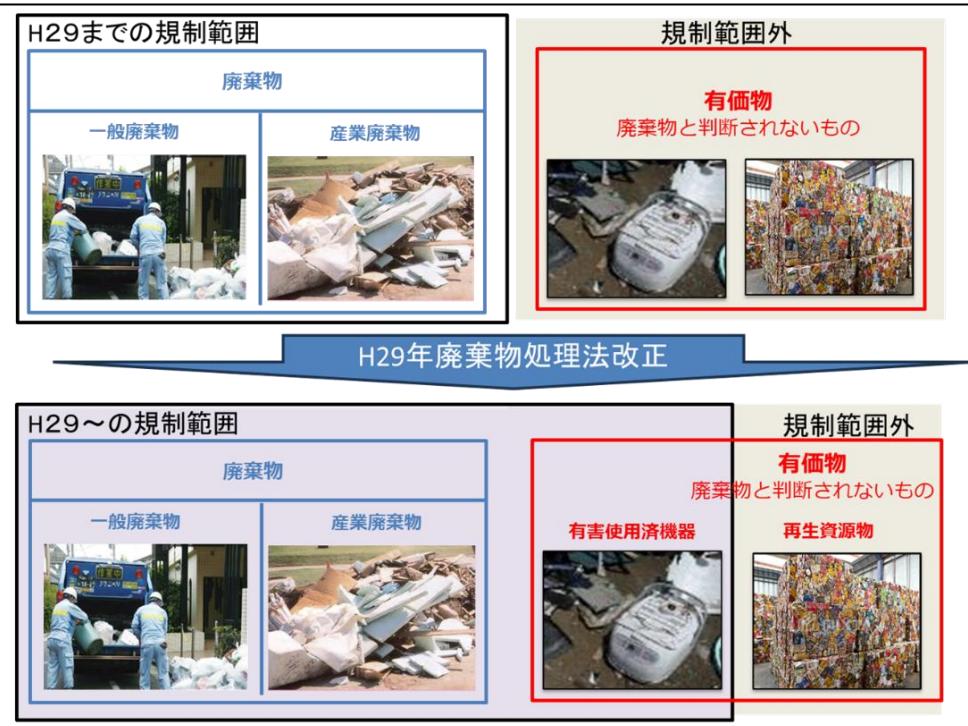
今後の廃棄物処理制度の検討に関する 概要資料

令和7年12月19日
環境省 環境再生・資源循環局

不適正スクラップヤード問題への対応と 再生材供給のサプライチェーン強靭化の推進

不適正スクラップヤードを取り巻く現状

- ① 平成29年、廃棄物処理法の改正により、**有害使用済機器保管等届出制度**が創設され、当該機器の保管又は処分を業として行う場合に届出が義務付けられた。
- ② 本制度の対象となる機器は、**家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象機器**（家電4品目及び小型家電28品目）としているが、一部地域で、本制度の対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共用水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されている。
- ③ このような環境問題に対して、一部の自治体において、廃棄物や有害使用済機器に該当しない、いわゆる**再生資源物の保管に関する規制条例**が制定されている。



＜都道府県＞

- ア 滋賀県：滋賀県金属屑回収業条例（昭和31年12月25日）
- イ 兵庫県：産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年3月17日）
- ウ 鳥取県：鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成28年4月1日）
- エ 千葉県：千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和6年4月1日）
- オ 茨城県：茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和6年4月1日）
- カ 山梨県：山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（令和6年7月1日）
- キ 埼玉県：埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和7年1月1日）
- ク 福島県：福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和7年1月1日）

＜政令市＞

- ア 名古屋市：名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成16年7月1日）
- イ 千葉市：千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和3年11月1日）
- ウ さいたま市：さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年2月1日）
- エ 越谷市：越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年7月1日）

現行制度に対する主な意見

千葉県からのヒアリング

1. スクラップヤードに不適正に保管されている物品に対して、**廃棄物該当性の判断をしていく中で、実際の現場ではその枠組から漏れてしまう事情**がある。
2. 廃棄物**処理施設と同様の許可制の対応**が必要である。不適正スクラップヤード事業者を退場させる必要がある。

事業者団体からのヒアリング

1. 現行制度では事業者に対して**実効性が期待できない**。
2. 金属、プラスチック等の**生活環境に影響を及ぼすような物まで規制**する必要がある。
3. 使用済鉛蓄電池が**不適正に解体され、解体処理に伴う鉛、希硫酸等の流出事例**について懸念している。

自治体からの意見（令和6年度実態調査）

➤ **現行制度に不十分な点があると感じている自治体数：108/129（84%）**

1. 「有害使用済機器」と「廃棄物」を見分ける判断基準が不明確であるため、**より明確な基準**を示してほしい。
2. 届出義務がない事業場だと受入先・搬出先の確認が難しく、**流通経路の把握**が困難な状況である。事業者の実態把握や指導のためには、**対象品目の拡大**が必要である。
3. 有価物であっても、**有害性・発火性・爆発性**を有するもの、悪臭の発生、フロンや廃油等の漏えい、崩落等のおそれがあるもの等、周辺住民の**生活環境保全上の支障**を及ぼすおそれのある物を取り扱う事業者も規制対象にする必要がある。
4. 有害使用済機器のみを取り扱っている事業場はなく、多くの事業場が雑品スクラップとの混載物を取り扱っていることから、**対象品目に限定した指導**では限界がある。

令和7年度 自治体に対する実態調査の概要①

【速報値】

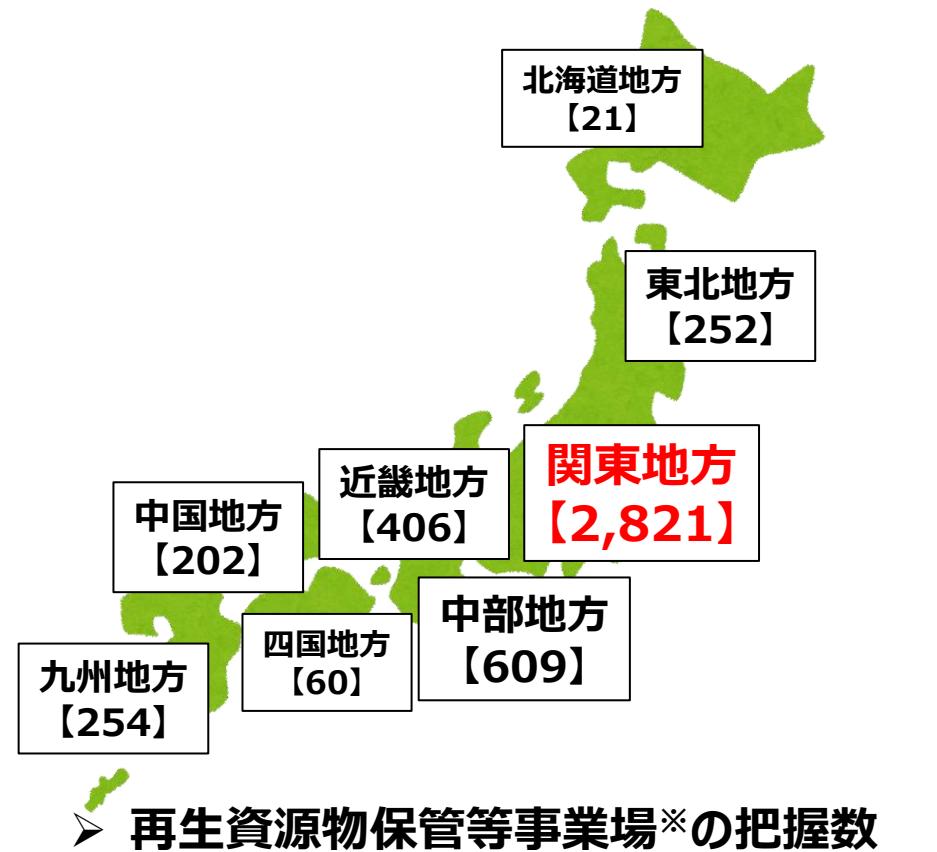
【調査概要】

1. 生活環境保全上の支障が生じている「スクラップヤード」の実態を把握し、現行規制に対する見直しを検討するため 全国の自治体に向けて調査を行った。
2. 調査対象自治体：都道府県(47)、政令市（82）… 計129自治体
3. 調査対象期間：令和6年10月1日～令和7年9月30日
4. 回答率：100%
5. 調査項目：事業場の件数、再生資源物の保管等の実態、生活環境保全上の支障の発生状況 等

① 事業場の件数

1. 再生資源物の保管等を行っている事業場数は、**4,625件**であった。（有害使用済機器保管等届出件数（678件）を除く。）
2. 地域別には**関東地方の事業場数が最多**で2,821件であった。（地方環境事務所の管轄地域で区分）

- 把握自治体数は、**都道府県で47の内46、政令市で82の内48**（合計：129の内94）であり、前年度よりも約1割増加した。
- 把握方法は、立入検査、パトロール、通報・苦情等による調査が挙げられる。
- 前年度と比較し、事業場の件数は全ての地方で増加し、増加数の合計は**1,000件以上**に昇った。



※ 再生資源物保管等事業場：再生資源物の保管等を行っている事業場のうち自治体が把握しているものであって、有害使用済機器保管等届出事業場以外の事業場（以下同じ）

② 再生資源物の保管等の実態について

1. 再生資源物保管等事業場では、金属スクラップ、プラスチックスクラップのほか、使用済鉛蓄電池、基盤類等の雑品スクラップ、自動車部品スクラップ等、**多種多様な資源物が保管**されている。
2. 一般家庭から解体業者まで仕入れ元は幅広く、海外に搬出されている物品もある。

➤ 再生資源物保管等事業場では、**現行制度の規制対象外の物品（有価物）が保管**等されている。また、選別後の再生資源物は、**国内の商社やリユース業者**に搬出されるほか、**海外への輸出**も確認されている。

③ 生活環境保全上の支障の発生状況

1. 有害使用済機器保管等届出事業場では、25件の事業場において30件の支障発生があった。一方、再生資源物保管等事業場では、**255件**の事業場において**275件**の支障発生があった。
2. 再生資源物保管等事業場では、支障の種類として、**騒音・振動（103件）**の発生件数が最も多く、次いで**飛散・流出（44件）**、**火災（35件）**の順であった。

➤ 前年度と比較し、再生資源物保管等事業場で発生した生活環境保全上の支障件数は**3割以上**増加し、**騒音・振動**の件数が最も多く増加した。

④ 再生資源物保管等事業場における使用済鉛蓄電池及び使用済リチウム蓄電池の取扱状況

1. 使用済鉛蓄電池の溶融・精錬過程において、**悪臭の発生**や**処理水の鉛の基準超過**が報告された。
2. 使用済リチウム蓄電池を原因とする**火災**の発生が報告された。受入時の選別が不十分で、屋外保管の再生資源物に**使用済リチウム蓄電池**が混在した事案である。不適切な保管や処分も疑われる。

再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障事例



崩落した金属スクラップ



火災発生後の雑品スクラップ



雑品スクラップの屋外保管に伴う油汚染



雑品スクラップの洗浄に伴う汚水の流出

不適正スクラップヤード対策①：有害性の観点を踏まえた規制のあり方

現状と課題

- 一部地域において、**有害使用済機器保管等届出制度の対象外**である**雑品スクラップ**等について、保管場（スクラップヤード）における**不適正な処理**に起因する騒音や悪臭、公共用済水域や土壤の汚染、火災の発生等が報告されている。
- 現行の廃棄物処理法では対応が困難となっているこうした環境問題に対処するため、一部の自治体において、廃棄物処理法上の**廃棄物**や**有害使用済機器**に該当しない物品の保管に関する条例が制定されている。
- こうした自治体の条例の創設に対して、**事業場を移転し規制から逃れる事業者の存在**も聞いており、全国的な問題に波及するおそれがあることから、100以上の都道府県及び政令市が全国で統一的な制度の創設を望んでおり、法制度による不適正スクラップヤード対策が急務となっている。
- 一律の規制制度を導入する際には、既に制定された**条例の規制の枠組み**にも配慮することが望ましい。

見直しの方向性

- 廃棄物処理法上の廃棄物又は有害使用済機器に該当しない、**雑品スクラップ**や**使用済鉛蓄電池**等の不適正な処理に起因する**生活環境保全上の支障**が生じているところ、これらの物品を対象とした適正な処理を確保するための**全国で統一的な制度の創設**が必要である。

- 関東を中心にスクラップヤード条例の制定
- 条例を制定していない自治体へのスクラップヤード移転



- 全国で統一的な制度の創設



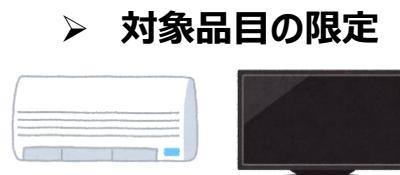
不適正スクラップヤード対策②：規制対象物品

現状と課題

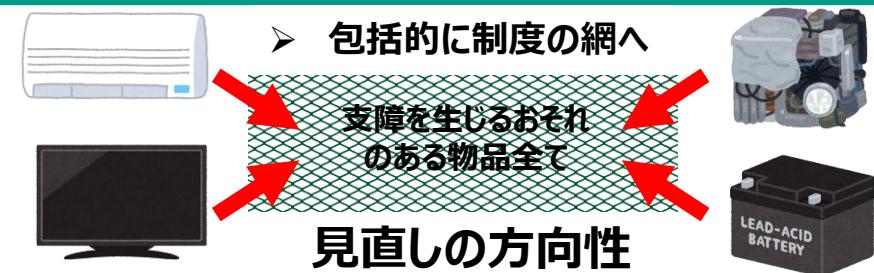
- 実態調査の結果、4,625件の再生資源物保管等事業場が自治体によって把握されており、雑品・金属スクラップのほか、プラスチック製品、使用済鉛蓄電池、ガラス・コンクリート、陶磁器製品等の多種多様な物品が保管されていることが判明。
- さらに、再生資源物を原因とする生活環境保全上の支障件数は年間200件を超えていた。有害使用済機器保管等届出制度では、対象品目が限定されていることから、有害使用済機器以外の物品に対して保管基準等が適用されない。
- 再生資源物保管等事業場において、外観上、業務用又は家庭用の区別が付かない等、有害使用済機器の該当性の判断が難しいとの意見がある。
- 事業者団体からは、使用済鉛蓄電池を指定の対象とともに、その解体された物も規制にかける必要があるとの意見があった。また、有害使用済機器保管等届出制度の規制対象である「有害使用済機器」がいわゆる「機器」であることから、「機器」が解体されたことで発生する部品や原料に対して、規制をかけることができない状況にある。
- なお、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであり、スクラップヤードで保管されている物品についても同様に判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこととなる。

見直しの方向性

- 有害使用済機器に加え、下記①②の物品を念頭に混在して保管されている様態や性質等を踏まえながら対象物品を精査し、スクラップヤードで保管されている使用済の物品に対して、包括的に制度の網をかけられるような定義付けをすべきである。
 - ① 有害性又は危険性を有し、ぞんざいに扱われた場合に人の健康又は生活環境保全上の支障を生じるおそれがあり、使用済鉛蓄電池や使用済リチウム蓄電池等
 - ② 一定程度集積し、不適正に処分されることにより生活環境保全上の支障を生じるおそれのある金属スクラップや雑品スクラップ等



現状と課題



不適正スクラップヤード対策③：スクラップヤード業への規制

現状と課題

- 不適正スクラップヤードで保管等されている物品が廃棄物又は有害使用済機器に該当しないという理由から、**廃棄物処理法**に基づく指導監督が困難な状況にある。こうしたことから、金属スクラップ等の保管に関する規制条例が制定され、その多くが許可制を導入しており、届出制では限界があった事業者への指導を強化できる。**【自治体意見】**
- 一方で、許可制は届出制よりも行政手続のハードルが高くなるため、**新たな許可事務**により自治体のマンパワーを奪い、結果として対象事業場の把握や指導に行き届かなくなり、**実効性のある行政指導**ができなくなるおそれがある。**【自治体意見】**
- 罰則が緩いと事業者に対する法令遵守の実効性を担保できないため、例えば重過失又は悪意の違反者に対しては、**罰則の引上げ等、規制強化を要望する。****【事業者団体意見】**

見直しの方向性

- 更なる生活環境保全上の支障の発生を防止するためには、**生活環境保全上の配慮がなされていること等が確認できない事業者の新規参入を禁止**するほか、**不適正な処理が確認された場合には取消等により厳格に対処**することが効果的である。より実効性の高い措置を求めて、条例の多くが許可制を導入していることを参考に、廃棄物又は有害使用済機器に該当しない、**雑品スクラップや使用済鉛蓄電池等の処分を業として行う場合にも許可制などの事前審査制度の導入が必要**である。
- 有害使用済機器保管等届出制度と比べて**罰則を強化**すること等により、不適正な処理等を実効的に抑止するための措置を講ずるべきである。
- 制度の対象物品の受入れや処分に係る日付や数量等について、**帳簿への記載を義務付け**ること等により、**トレーサビリティの仕組みを構築**すべきである。



許可制による指導強化！
新たな許可事務によるマンパワー不足。

罰則の引上げ、規制強化！

自治体



現状と課題

事業者団体

- 生活環境保全上の配慮がなされていない事業者の新規参入禁止
- 不適正な処理が確認された場合の取消
- 罰則強化：有害使用済機器保管等届出制度 < 新たな制度
- 帳簿義務付け→トレーサビリティの仕組み構築

見直しの方向性

不適正スクラップヤード対策④：物品の特性に応じた処分を行うための規制



現状と課題

- 廃棄物に該当する使用済鉛蓄電池は廃棄物処理法の規制対象であり、その取扱いに関しては「使用済鉛蓄電池の適正処理について（平成17年3月30日付け環廃産発第050330009号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知）」が指針として示されるなど厳格に対応されているが、**廃棄物に該当しない有害な物品は、使用済鉛蓄電池も含めて廃棄物処理法の規制対象外**である。
- 不適正スクラップヤードにおいては、**廃棄物に該当しない有害な物品**が集荷、解体処理され、解体処理に伴う重金属等の有害物質の流出で周辺への**環境問題が生じている**事案が指摘されている。
- 具体的には、**使用済鉛蓄電池**の解体を行っている事業場において、廃液が場外に流出し、ため池排水から**環境基準を超える鉛**が検出された事例が報告されている。また、**使用済リチウム蓄電池**の**失活処理**を行った際の環境への悪影響やスクラップヤードでの**火災**を懸念する指摘もあった。

見直しの方向性

- 対象物品の処分や処分前の保管については、**それぞれの物品の性質に応じて、事業者の能力や保管・処分時の設備の構造、処分方法等の基準を設け、生活環境保全上の配慮がなされた一定の要件を満たす事業場においてのみ、**例えば**使用済鉛蓄電池**の解体等の**処分ができるような仕組み**とすべきである。

➤ 使用済鉛蓄電池の不適正処理による環境問題



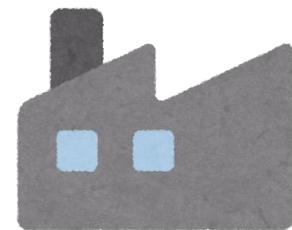
現状と課題

➤ 一定の要件を満たす事業場でのみ処分

事業者の能力



設備の構造・処分基準



見直しの方向性

不適正スクラップヤード対策⑤：不適正輸出を防ぐ仕組み

現状と課題

- 使用済鉛蓄電池から取り出された巣鉛等を、バーゼル法に基づく輸出手続なしに不適正に輸出しようとした事例が確認されていることから、**不適正スクラップヤードが不適正輸出の温床になっている可能性がある。**【事業者団体意見】
- 遵法意識の乏しい事業者の手によって不適正に解体され、さらに得られた**鉛原料が違法輸出される状況を懸念している。**【事業者団体意見】
- 現在の**バーゼル法や外為法では予備罪や未遂罪を問うことができない**ため、使用済鉛蓄電池や巣鉛の違法輸出を防止する上での実効性のある法的措置が必要である。【事業者団体意見】

見直しの方向性

- **使用済鉛蓄電池等について、廃棄物処理法上の廃棄物の取扱いに準じて、国内処理原則を適用し、国内での適正な処理を確保するとともに、輸出に当たっては環境大臣の確認※を受けなければならないこと**とすべきである。



不適正スクラップヤードが不適正輸出の温床になっている可能性がある。
鉛原料が違法輸出される状況を懸念している。
バーゼル法や外為法では予備罪や未遂罪を問うことができない。

現状と課題

※ 廃棄物処理法に基づく輸出手続

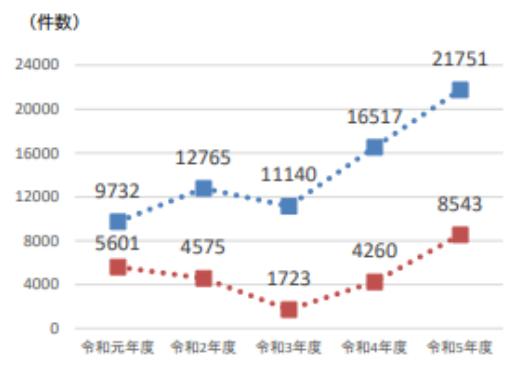
廃棄物処理法に規定する廃棄物を輸出しようとする場合には、**環境大臣による確認**、外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要となる。環境大臣による確認は、輸出の相手国において再生利用されることが確実であること、国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること、申請者が法的な処理責任を持つた者であること等についてチェックする。



見直しの方向性

使用済となつたリチウム蓄電池等への対応

- 使用済みとなつたリチウム蓄電池及びリチウム蓄電池使用製品がスクラップヤードや廃棄物処理現場で破碎等で衝撃が加わった際に発火し、火災事故が頻発している（市町村の廃棄物処理施設等で約2万件発生：R5年度）
 - ・適切に分別されず、他の家庭ごみや産業廃棄物に混入されることも原因の一つ
 - ・発火の発生品目としては、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレス掃除機、スマートフォン、電気かみそり等が多い。
 - ・発火事故による自治体の廃棄物処理施設の被害総額は年間約100億円とも推計されている



市町村の廃棄物処理現場における火災発生件数推移



火災の様子 (上尾市)

火災で焦げた破碎物コンベヤ (府中市)

火災が発生した産廃処理施設 (高俊興業提供)

今後の対策

<市町村における分別回収の取組強化>

- 令和7年4月に環境省が発出したリチウム蓄電池の適正処理に関する通知の着実な実施

<製造事業者等における取組強化>

- 改正資源有効利用促進法に基づく、製造事業者等による指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の着実な実施

<排出事業者責任等に基づく取組強化>

- 産業廃棄物の委託契約におけるリチウム蓄電池等の含有の有無を明確にするための仕組み等の検討
- 他の廃棄物等と区分した収集運搬や保管基準の検討

<その他の取組>

- 経済安全保障・産業競争力強化への貢献のため、回収したリチウム蓄電池等からの有用金属等の資源循環の推進
- リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン・月間を通じた周知啓発の強化（シンポジウムの開催、LiBパートナーと連携した取組等）



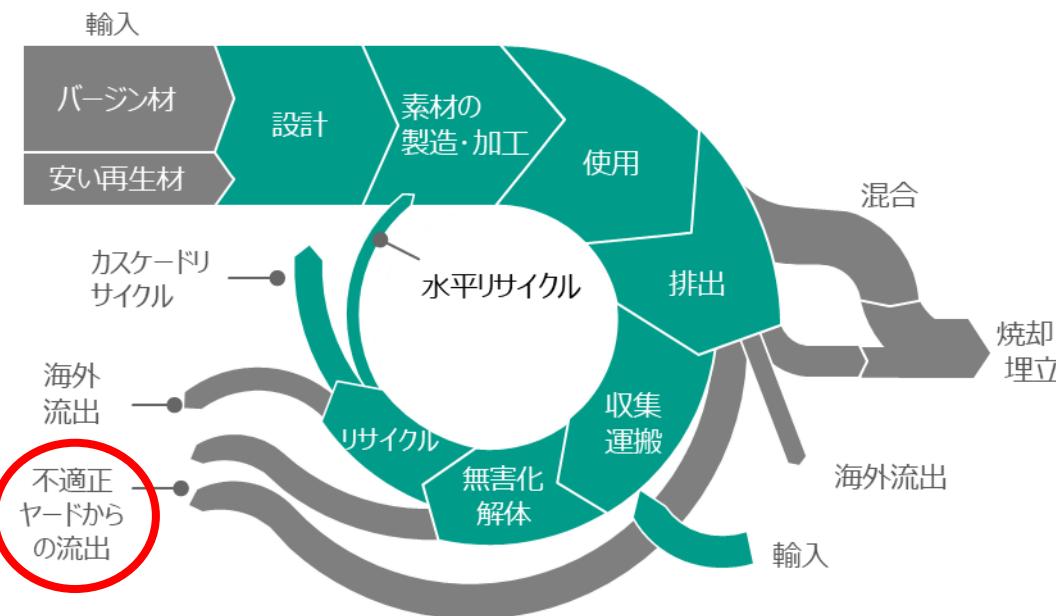
再生材供給のサプライチェーン強靭化の推進

- 令和6年度から、「資源循環ネットワーク形成・拠点構築に向けた調査事業」において、主要な循環資源(12カテゴリー)を対象に、**我が国における再生材供給のサプライチェーンの強靭化に向けた課題やニーズの洗い出し・課題解決策を検討するためのケーススタディを実施している。**
- 本調査事業に係る有識者検討会(非公開)では、これまでに、下記のような事項が指摘されている。
 - 不適正スクラップヤードの規制を通じて、これにつながる商流を断ち、**公正な競争環境を整備するとともに、適正かつ競争力のあるリサイクルを実現する新たなサプライチェーンを構築することが必要。**
 - 再生材の原料となる循環資源の大規模な収集を可能とする物流網の強化（ネットワーク形成）と適正かつ競争力のあるリサイクルを実現する再生材製造拠点の構築が必要。**
 - 特に、金属スクラップ類など、有償で取引されていることから、不適正スクラップヤード問題の影響を強く受ける循環資源について、商流の実態把握や適正処理可能な施設で集約的な処理を進めるための検討が必要。

<12カテゴリー> 廃プラスチック、鉄スクラップ・シッピリサイクル、アルミスクラップ、e-scrap、有機系廃棄物（廃食用油）、使用済み自動車、使用済みリチウムイオン電池、使用済み太陽光パネル、使用済み風力発電設備、複数の循環資源の組み合わせ（北九州市・室蘭市）

国内資源循環の現状イメージ

複数の阻害要因により、循環のループが次第に細くなっていると考えられる。



＜調査における今後の課題＞

- 循環資源の排出後、不適正スクラップヤードに持ち込まれるまでの商流の実態を把握するための調査
- スクラップヤード規制強化後の受け皿となりうる、適正リサイクルが可能な施設の立地に空白地帯が存在していないかなど、サプライチェーンの現状分析
- 有価物について、適正リサイクルが可能な施設での処理指針の検討（リチウムイオン電池などを想定）

PCB廃棄物に係る対応

ポリ塩化ビフェニル（PCB）とは

- 水に不溶、難分解性、化学的安定性、絶縁性、高沸点性を有する
- 人の健康・環境への影響
- 有害性が確認、広範に環境中に残留

主な用途

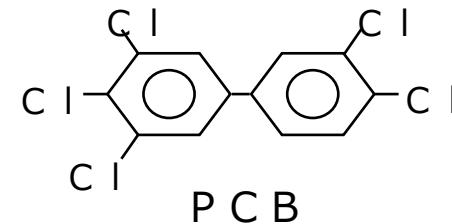
- 高圧トランス（変圧器：発電所、工場・ビルの受電設備、鉄道車両等）
- 高圧コンデンサ（送配電網、工場・ビル受電設備、工場等の省エネ設備）
- 低圧トランス・低圧コンデンサ（家電製品や工場設備の部品等）

JESCOでのPCB廃棄物処理の経緯

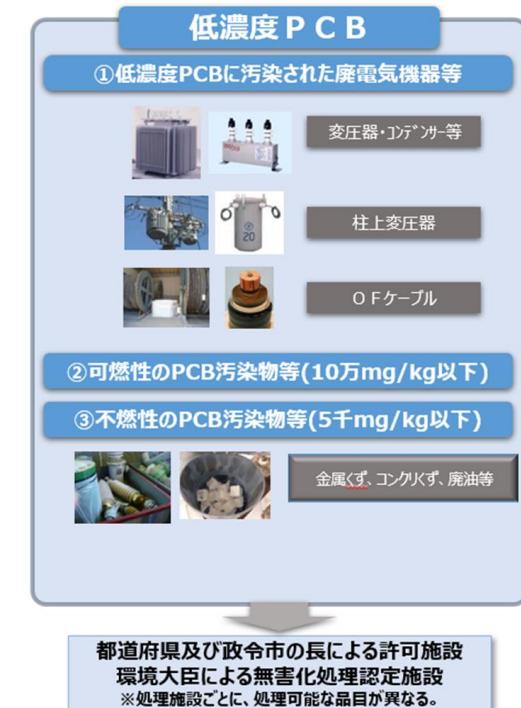
- 昭和43年カネミ油症の発生により社会問題化
- 昭和47年から製造中止
- 長期にわたる保管（多くの民間処理業者が処理施設の立地を試みたが地元の理解が得られず、処理実現に至らなかった。）
- 保管中にPCB廃棄物が紛失し、環境を汚染することが懸念された。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約との関係

- 一部のPCB使用地域から、全く使用していない地域（北極圏等）への汚染の拡大等を背景として、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）が平成16年5月に発効。
- 同条約では、PCBに関し、令和7年までの機器内における使用の廃絶、令和10年までの適正な管理が求められており、我が国は平成14年8月に同条約を締結。



PCB廃棄物の濃度区分に応じた現行の処理体系



ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理事業

- 2001年（平成13年） PCB特措法成立
- 2004年（平成16年） 高濃度のPCB廃棄物については、国が主導し、全国5か所（北九州、大阪、豊田、東京、北海道（室蘭））にJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の処理施設を施設立地自治体のご協力をいただき、順次設置し、処理が開始
- 2010年（平成22年） 廃棄物処理法に基づく無害化認定制度開始
低濃度のPCB廃棄物については、民間による無害化認定施設（焼却、洗浄）において処理が開始
- 2014年（平成26年） JESCO処理施設の処理期限の延長
- 2016年（平成28年） PCB特措法等の改正
(使用中の高濃度PCB使用製品の期限内の処理を義務化など)
- 2024年（令和6年3月） JESCO北九州・大阪・豊田事業所における高濃度PCB処理事業を終了
- 2024年（令和6年8月） 北海道（室蘭）の対象エリアに、令和5年度末で処理事業を終了した西日本（北九州・大阪・豊田）を追加し、東京と北海道（室蘭）の2か所体制へ変更（処理期限は令和8年3月で変更なし）
- 2026年（令和8年）3月 JESCO北海道（室蘭）・東京事業所での高濃度PCB処理事業終了
- 2027年（令和9年）3月 低濃度PCB廃棄物の処理期限



JESCO北海道PCB処理事業所（北海道室蘭市）
左：プラズマ溶融施設、右：化学処理施設

PCB特措法と廃棄物処理法等との関係性

- 高濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく民間の対応で処理できず、長期間保管することとなったことから、PCB特措法を制定し、PCB廃棄物の保管、処分等の規制等、国主導で処理体制の整備（JESCO事業）により、確実かつ適正な処理を推進し、PCB特措法に基づき届け出されている高濃度PCB廃棄物のほとんどを処理した。
- 低濃度PCB廃棄物は、PCBの製造・使用が禁止された後に、絶縁油（再生油）の製造工程、輸送工程などで非意図的にPCBが混入した絶縁油等を使用している製品が対象であり、PCB濃度分析を行わないと判別が難しいことから、処分期間後も廃棄物として覚知される可能性が高い。
- POPs条約で求められているPCBの令和10年までの適正な管理を実現するため、各法の役割を見直しつつ、処分期限後に覚知されるPCB廃棄物を適正に処理するための仕組みへと見直す。

●これまで

廃棄物処理法の規制に加え、特措法により保管、処分や行政代執行などを規定。**処理体制の整備**と処理そのものを**処分期間内に確実に行わせるための特別な規制**を実施。



処分期間の到来

【高濃度PCB廃棄物】
令和8年3月
【低濃度PCB廃棄物】
令和9年3月

●今後

PCB廃棄物の処理が大きく進展したことで、**取り巻く状況が立法時と比べて大きく変化**。しかし、今後もPCB廃棄物が覚知される恐れがあるため、適正処理のための制度は必要。

※JESCOによる高濃度PCB廃棄物処理事業も令和8年3月をもって終了。



●廃棄物処理法

PCB廃棄物を処理する際の業の許可、施設設置許可、処理基準、無害化認定制度等について規定することで、PCB廃棄物の処理の際の生活環境の保全を図る。

●中間貯蔵・環境安全事業株式会社法 (JESCO法)

JESCOがPCB廃棄物の処理に係る事業等を行うことを規定。

高濃度PCBに係る規制内容の課題等

課題

- 高濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく民間の対応で処理できず、長期間保管することとなったことから、PCB特措法を制定し、PCB廃棄物の保管、処分等の規制等、国主導で処理体制の整備（JESCO事業）により、確実かつ適正な処理を推進してきたことで、PCB特措法に基づき届け出られている**高濃度PCB廃棄物の処理を完了できる見込み**。
- 今後、建物解体等により高濃度PCB廃棄物や高濃度PCB使用製品（照明器具用安定器や機器に内蔵された小型コンデンサー等）が、**新たに少量ずつ散発的に発見される可能性がある**。

取組の基本的な方向性

- 少量ずつ散発的に発見される可能性のある高濃度PCB廃棄物を確実に処理するため、発見後に**届出を行い一定期間内の処理を行うことの義務付ける**。
- 無害化処理認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加し、**無害化処理制度を活用した新たな処理体制の整備や、前処理技術の確立を目指す**（告示等による対応）。

主要な制度的措置の検討対象	検討の内容
PCB特措法第10条	期間内の処分 ⇒JESCOを想定した期間の考え方を、今後の高濃度PCB廃棄物の早期かつ確実な処理の考え方へ改正
廃棄物処理法告示（令和元年36号）	無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物の追加（高濃度PCB廃棄物）
廃棄物処理法告示（令和3年51号）	無害化処理の内容等の基準等の追加 ⇒高濃度PCB廃棄物の前処理方法の追加等

見直しの方向性

【届出制について】

- 新たに発見された高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管や処分の状況等を、**都道府県知事に届け出ること**とし、**自治体による行政指導・代執行・罰則等の対象**として、安全かつ確実な処理を確保すべき。

【一定期間内の処理義務について】

- 現行の処理期限に係る規定は廃止し、保管事業者及びPCB廃棄物の処分を行う者は、**高濃度PCB廃棄物に該当すると知った日から一定期間内**に、自ら処分又は処分の委託を義務付けるべき。

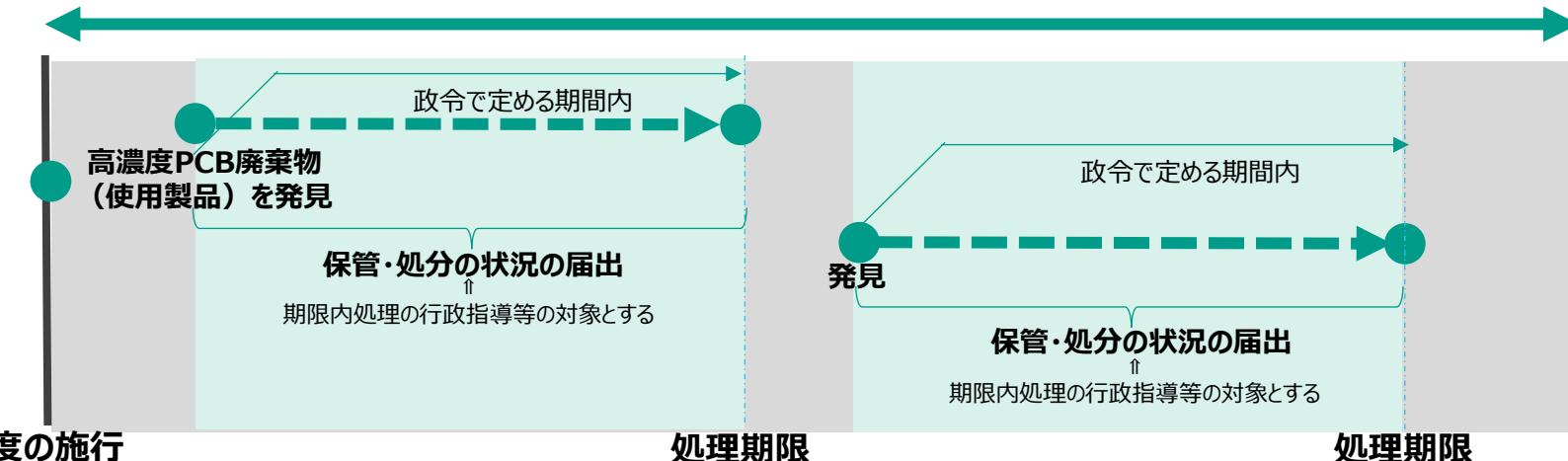
※ 新たに発見された高濃度PCB使用製品は、従前通り廃棄物とみなして取り扱うこととしてはどうか。

【処理体制の確保について】

- 前処理技術の実証試験結果を踏まえた上で、廃棄物処理法に基づく**無害化認定制度の対象**に高濃度PCB廃棄物を追加するとともに、無害化設備に付加する**前処理技術の基準**の追加すべき。（告示改正等による対応）

法施行後の適用関係

制度改正による新たな措置の適用のイメージ



低濃度PCBに係る規制内容の課題等

課題

- 低濃度PCB廃棄物はPCB特措法に基づき**令和9年3月末までに処分が義務付け**られている。
- しかし、令和9年3月の処理期限以降も使用中の低濃度PCB使用製品について、ストックホルム条約に定める環境上適正な管理及び適正処理を確実に実施する必要。
- 現在、**低濃度PCB使用製品には規制がなく**、処理期限以降に、使用機器の寿命等により不要となった低濃度PCB使用製品が、新たな廃棄物として発生することが見込まれ、その適正処理の確保が課題。
- PCB使用の疑いのある製品も存在し、製図年代等からその範囲を特定し、状況把握が必要。

取組の基本的な方向性

- 新たに発見され、または低濃度PCB使用製品等の使用が終了した**低濃度PCB廃棄物**を確実に処理するため、**届出を行い一定期間内の処理の実行との義務付ける**。
- ストックホルム条約の環境上の適正な管理遵守を履行するため、**使用中の低濃度PCB使用製品**からのPCBの飛散流出を防止するために、**管理の強化や廃止後の廃棄までのトレーサビリティを確保**する。※告示（平成28年経済産業省告示第237号）に定められる12品目は、従前のとおり電気事業法及びその下位法令に基づき規制
- PCB使用の疑いのある製品の管理や廃棄の見込み等の状況把握の方策について検討する。

主要な制度的措置の検討対象	検討の内容
PCB特別措置法 (低濃度PCBの規定を新設)	低濃度PCB使用製品の届出制度や管理基準や、令和9年4月以降の低濃度PCB廃棄物の早期かつ確実な処理を履行する仕組み等

低濃度PCBに係る規制内容の見直しの方向性

見直しの方向性

【届出制について】

- 低濃度PCB使用製品の所有事業者等に対して、**低濃度PCB使用製品の管理の状況**について、**都道府県知事への届出**を義務付けるべき。

【使用製品への管理基準の適用について】

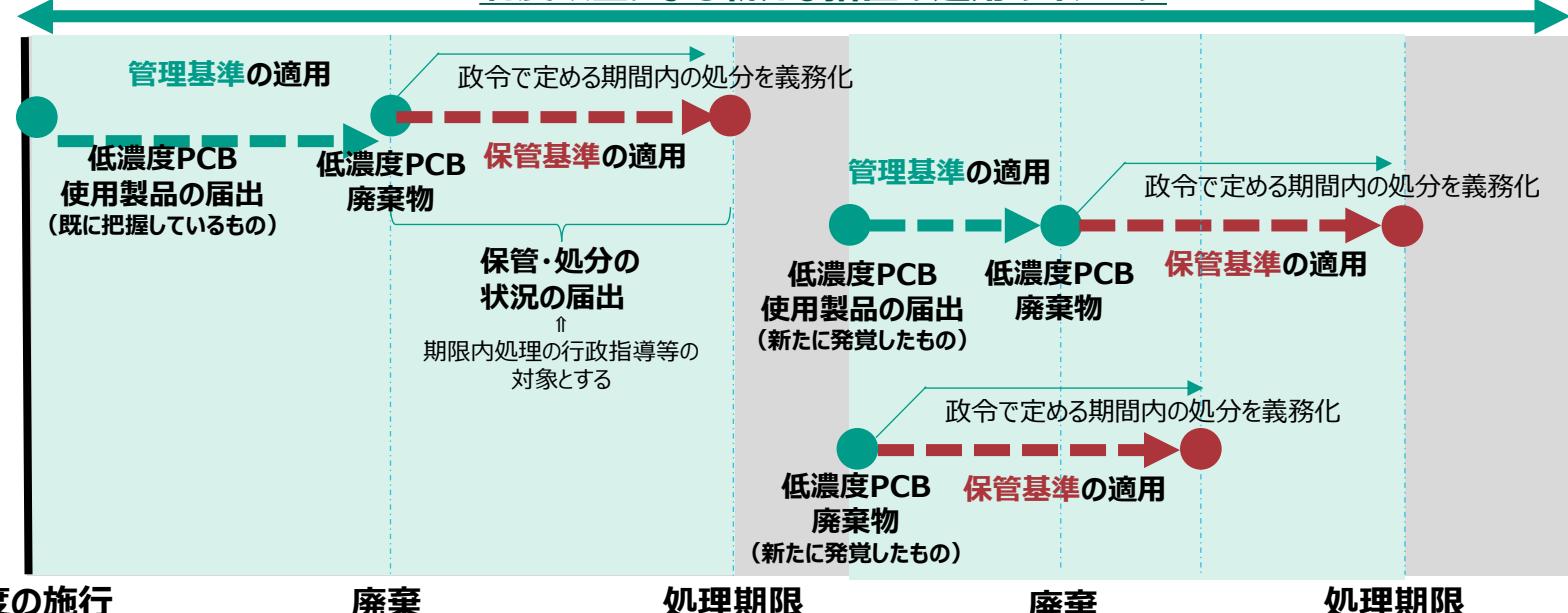
- 低濃度PCB使用製品について、所有事業者等に対して、新たに適用する、**管理のための基準を定めること**としてはどうか。※ 低濃度PCB使用製品の財産権に配慮しつつ、機器の紛失やPCBが**飛散・流出しないように管理基準を適用すること**としてはどうか。
※告示（平成28年経済産業省告示第237号）に定められる12品目は、従前のとおり電気事業法及びその下位法令に基づき規制

【一定期間内の処理義務について】

- 所有事業者等は、使用を止めて廃棄しようとする際には、届出の上、**低濃度PCB廃棄物を一定期間内に、自ら処分又は処分の委託**をすることを義務付けるべき。

法施行後の適用関係

制度改正による新たな措置の適用のイメージ



低濃度PCB含有塗膜に係る規制内容の課題等と見直しの方向性

課題

- 公共インフラの橋梁等や工場のタンク等の使用中の設備等の表面に防錆用のPCB含有塗料が施工された塗膜について、低濃度PCB使用製品等の新たな規制導入を検討する際に、設備自体の機能が維持されていれば厳格な管理を適切に行うことで使用し続けることができる塗膜の特性を考慮した制度設計が必要である。

取組の基本的な方向性

- 当該PCB含有塗膜について、**これらの建築物・設備の補修・更新の際に併せて、その処理を計画的に進めるための措置を導入する。**

見直しの方向性

【管理について】

- 当該建築物や設備等を有する者（国、自治体、特定業種企業等）に対して、**低濃度PCB含有塗膜等の管理や廃棄の手順を策定するとともに、当該建築物や設備等を所管する省庁と連携し、当該手順が遵守されるよう必要な措置を検討する。**



橋梁



鋼製タンク



石油貯蔵タンク



ガスタンク

自治体の事務負担軽減等の課題と見直しの方向性

課題

- 大量に保管されていた高濃度PCB廃棄物のJESCOでの処理が完了し、今後は予期せず高濃度PCB廃棄物等が発見され、排出事業者責任の下で、散発的に少量ずつ処理する段階に移行することになり、従来からのJESCOでの計画的処理等を前提とした行政による事務内容について見直す必要がある。

取組の基本的な方向性

- 必要な届出制度や保管基準の適用は維持しつつも、JESCO事業による大量に保管されたPCB廃棄物の処理がほぼ完了し、使命を終えることになる処理計画策定・管理業務等の見直し等を、自治体の事務負担軽減も踏まえ制度を見直すべきではないか。

見直しの方向性

【基本計画・処理計画の策定等について】

- 現行の政府が定める「**ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画**」（特措法第6条）について、関係者と連携した数量管理とJESCOでの計画的処理を主な中身とする計画制度を見直し、**基本的な今後の処理方針を定める**。
- 都道府県等の、基本計画に即した「**ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画**」の策定（特措法第7条）や、**PCB廃棄物の保管及び処分の状況の公表義務**（特措法第9条）については、都道府県によっては高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を処理する無害化認定施設等が所在していないこと、所在量がまばらであることから**廃止**。

【その他】

- JESCOのPCB処理事業が処理完了となり施設解体が中心となることを踏まえ、**JESCO法の関係規定（PCB廃棄物処理事業基本計画等）の見直す**。
- 今後廃屋の解体等により発覚するPCB含有の電気機器のような、処理責任者が不存在の低濃度PCB廃棄物が発見された場合に備えた仕組みとする。

災害廃棄物への対応

災害廃棄物対策におけるこれまでの対応

- 平成27年廃棄物処理法改正等により、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害廃棄物対策を実施・強化するための法整備が行われた。
- その後、自治体における災害廃棄物処理計画の策定等の平時の備えを進めるとともに、令和6年能登半島地震をはじめ、毎年発生する災害廃棄物へ取組・対処してきた。
- 今般、災害廃棄物対策推進検討会において、上記事項について点検等を実施し、「今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」についてとりまとめた。

廃掃法及び災対法の一部改正(平成27年改正)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

平時の備えを強化すべく、

- 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化
- 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化
- 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)
 災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
 ➢ 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化
 ➢ 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めることとする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害※の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いたい市町村に代わって、環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする。

※ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるもの（東日本大震災やそれを超える規模の著しく激甚な非常災害の場合等）

今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性（令和7年3月、災害廃棄物対策推進検討会）

- 3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実
- 3-2 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立
- 3-3 損壊家屋等の解体工事実施体制の早期確立
- 3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立
- 3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立
- 3-6 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実
- 3-7 制度的対応

これまでの議論等も踏まえ、制度的措置を以下の3点に整理

- ①公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の確立
- ②一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備
- ③廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例措置の創設

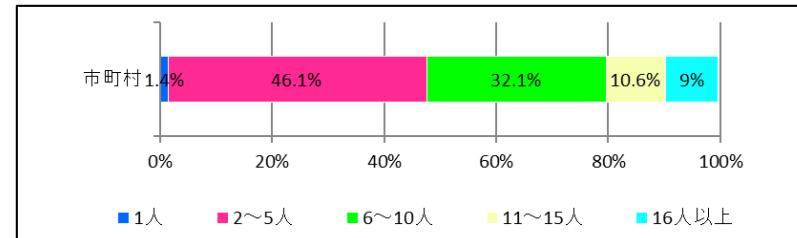
現状と課題等（公費解体・災害廃棄物処理における支援・受援体制）

支援体制

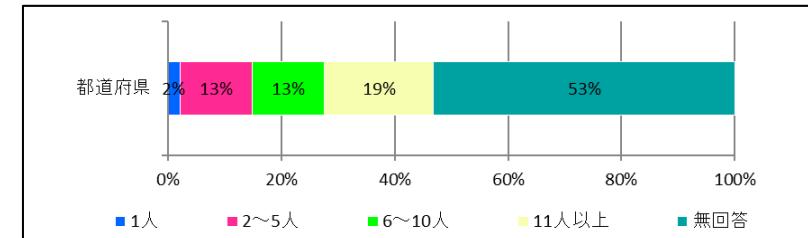
- 令和6年能登半島地震（令和6年9月奥能登豪雨含む）では、石川県内6市町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市）を中心に、
 - ✓ 環境省職員（本省・地方環境事務所）の派遣（延べ7,273人・日（令和7年5月9日時点））
 - ✓ 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の支援員等派遣（延べ1,597人・日）
 - ✓ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の専門家・収集運搬派遣（延べ約8,000人・日（うち収集運搬対応が約6,500人・日）、収集運搬車両 延べ約1,700台）
 - ✓ 中部ブロック行動計画等に基づく全国自治体からの短期派遣（延べ4,891人・日）による支援が行われた。
- また、31自治体及び25業者（令和7年3月末時点）の処理施設で災害廃棄物の広域処理を実施している。

受援体制

- 石川県内の被災自治体では、発災後、最大で20名超/日の支援者の受入を実施。同被災自治体の平常時における体制は6名、災害時の応援人員は計画されていなかった。
- これら多くの支援者への業務依頼・調整に加え、災害廃棄物処理（生活ごみ・し尿・片付けごみ対応、広域処理等）（奥能登市町で各数十万～百万トン超の廃棄物）や公費解体（申請受付・工事前調整・解体工事等）（奥能登地域で各数千～1万棟超の解体）の各種工程に係わる関係団体等との各種調整や大量に発生する事務手続・契約手續等を被災自治体のみで行うことは極めて困難。
- さらに全国の市町村においても、市町村の平時の体制は5割弱が5人以下、災害時の応援人員は6割以上が回答なし（災害時の応援体制が想定されていない）の状況であり、能登半島地震同様、被災自治体のみで支援に対する各種調整・事務を行うことは困難であることが想定される。



市町村における平時の災害廃棄物対策に関する体制(令和5年度末時点)



市町村における災害時の災害廃棄物対応に関する応援人員体制(令和5年度末時点)

見直しの方向性

- 災害の規模・種類や被災自治体の体制に応じて、被災自治体における様々な事務手続や各種調整等の支援を横断的に行う機能を、**全国共通で安定的かつ継続的に確立・確保する必要がある。**
- このため、激甚災害への備えとして、**災害への対応に係る知見をより効果的に蓄積するための支援機能を有する機関による体制の整備**が必要である。その支援機能が備えることが望ましい要件としては、**廃棄物処理・公費解体に関する技術的・専門的な知見・経験を有すること、多様な関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整に関する知見・経験・能力・連携ネットワーク基盤を有すること、現地支部を発災早期に設置するなど全国的な対応が可能であること、国と一体となって事業を支援することができる**ことなどが挙げられ、国においてこうした要件を具備した体制を確保する必要がある。
- 具備要件を満たす機関として、災害支援を行うことで専門的知見を蓄積してきたJESCOや、その他関連機関がありうるが、こうした、**JESCOその他の専門支援機能を有する機関に対して、自治体が行う平時・発災時の災害廃棄物に係る業務における全体マネジメントへの支援を委託できるよう規定を整備すべきである。**

専門支援機能（機関）に関する検討状況

■ 専門支援機能・機関が担う役割・業務

- 平時には、**被災自治体の受援体制の構築に係る支援**（計画等に係る技術的助言等）や、**全国共通の対応基盤の整備**（技術的・システム的な研究・開発、データ・知見の蓄積等）等を担う。
- 発災時には、災害廃棄物処理に関し、**被災自治体が行う被害調査、処理方針検討、各種支援調整等の一部又は全部を担う。**

■ 具備要件を満たす機関・組織

- **これまでの事業・支援実績、国と一体となって事業の実施が可能であることや関係者との連携ネットワーク基盤を有する**といった具備要件との合致性を踏まえると、**JESCOが最も合致するのではないか**。引き続き、具備要件を満たす機関・組織について検討していく。

(参考) 専門支援機能・機関の役割・業務

(第3回 令和7年度災害廃棄物対策推進検討会資料から抜粋)

平時

受援体制の構築に係る支援

- ・災害廃棄物処理計画、災害支援協定に係る技術的助言
- ・研修・訓練パッケージの構築・運営
- ・自治体の平時業務の発注・契約・契約監理

支援体制の構築

- ・人材バンク、D.Waste-Netの管理・運営
- ・危険物、処理困難物の処理支援
- ・契約ひな形等の策定・改定

デジタル支援ツールの整備・運営

- ・災害廃棄物進捗管理システム等の管理・運営
- ・ツール活用のための研修・訓練の運営

知見蓄積、情報発信

- ・これまでの災害のデータ・知見蓄積
- ・広報、情報発信（マニュアル、ひな形の改定等を含む）

災害廃棄物に関する技術的・システム的な研究・開発

- ・大規模災害時を想定した災害廃棄物処理システムの合理化

発災時

発災直後～2週間程度

発災初期の被害調査・支援ニーズ・規模の把握

- ・初動期現地調査チームの運営

発災直後～

災害廃棄物処理方針検討に係る支援

- ・災害廃棄物処理進捗管理システム等の提供（ボトルネック、追加的支援ニーズの把握）
- ・災害廃棄物処理実行計画の策定支援

発災直後～



災害廃棄物処理全般に係る各種支援調整

- ・技術的・人的支援のマッチング・調整
- ・発注・契約・施工管理等の各種事務支援

発災1か月後以降～

補助金申請業務に係る支援

- ・災害報告書の作成支援



(参考) 専門支援機能・機関に求められる具備要件

(第3回 令和7年度災害廃棄物対策推進検討会資料から抜粋)

- 前述の役割・業務の具体化をもとに、専門支援機関に求められる**具備要件**を以下のとおり整理

I. **廃棄物処理・公費解体**に関する**技術的・専門的な知見・経験**（廃棄物処理に関する知見だけでなく、廃棄物処理・公費解体に関する様々な知見（例えば建築、土木、環境、法務、財務、電気、DX等）が必要）がある。

II. **多様な関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整**に関する**知見・経験・能力・連携ネットワーク基盤**がある。

III. 現地支部を発災早期に設置するなど、**全国的な対応が可能な**組織である（発災時の十分な人員確保の観点から、災害対応専門組織でない方が望ましい）。

<以下、今回追加>

IV. 国の施策の確実な遂行、各種データ・知見の蓄積やその情報の効果的な発信の観点から、**国と一体となって事業を行う**ことができる。

V. 個人情報保護等の観点から、**秘匿性の高い情報**の取り扱いの実績がある。

VI. **廃棄物に関する情報一元管理システム**の構築・運営実績がある。

VII. **行政機関の発注代行支援**実績や**廃棄物処理施設に係る工事、維持管理運営に係る業務の発注**実績がある。

VIII. 以下の実績又は能力を有する。

- 全国を対象とした過去からの網羅的かつ連續したデータの蓄積が必要であり、**膨大な量の情報**の取り扱いの実績又は能力がある。
- **自治体、民間事業者等向けの研修・訓練**を実施した実績又は能力がある。
- **廃棄物処理におけるデジタル技術活用**実績又は能力がある。
- **大規模災害・複合災害における災害廃棄物処理**に関する実績又は能力がある。

(参考) 具備要件を満たす機関・組織について

(第3回 令和7年度災害廃棄物対策推進検討会資料から抜粋)



- 第2回検討会において専門支援機能を担う候補として示された以下の機関・組織等を比較した。
- これまでの事業・支援実績、具備要件との合致性を踏まえると、**JESCOが最も合致するのではないか。**
- 引き続き、具備要件を満たす機関・組織について検討していく。

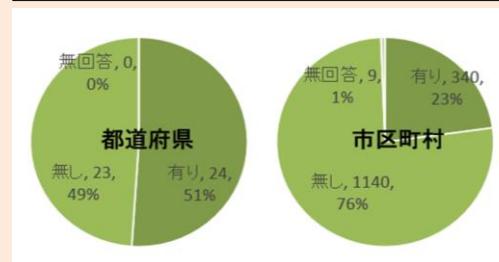
	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)	独立行政法人環境再生保全機構 (ERCA)	国立研究開発法人国立環境研究所 (NIES)
性質	事業会社（全額政府出資の特殊会社）	環境政策執行機関	環境研究機関
業務内容	PCB廃棄物の処理、福島県内の除染に伴い発生した土壤等の中間貯蔵事業	公害等の補償・予防、環境保全活動、研究への支援等に係る資金管理・補助金交付、環境啓発活動	気候変動・大気・水質・生態系・廃棄物などの環境研究
組織形態	JESCOは株式会社であるが、 <u>国からの100%出資機関</u> であり、 <u>国と一体となって事業を行うことができる。</u>	独立行政法人は、 <u>中央省庁から独立した法人組織</u> である。	国立研究開発法人は独立行政法人の一つの形態であり、 <u>中央省庁から独立した法人組織</u> である。
・特徴 ・これまでの災害廃棄物対応実績	・危険物、有害廃棄物の処理実績が十分で、行政機関の発注・契約事務支援、工事監督支援実績が豊富。 ・令和2年7月豪雨以降、仮置場の現地確認等による助言や広域処理調整、公費解体に係る情報収集等の支援を実施。	・資金管理等の事務処理遂行や住民啓発に長けている。 ・令和2年7月豪雨以降、環境省本省にて災害廃棄物関連情報の収集支援を実施。	・災害廃棄物に係る各種研究やツール開発を実施。 ・災害廃棄物対策に関する情報を一元的に発信する「災害廃棄物プラットフォーム」を運営。 ・DWNの一員として、仮置場の現地確認による専門的な知見からの助言等を実施。
具備要件との合致性	・廃棄物関連団体等と連携した対応が求められるが、既存事業の遂行において <u>関係者との連携体制が既に構築されており、ネットワーク基盤がある。</u>	・廃棄物処理事業の遂行や現場支援の実績がなく、 <u>事務処理支援が主</u> となる。	・廃棄物処理事業の遂行や行政機関の発注・契約実績がなく、 <u>研究・開発が主</u> となる。 ・平時の研究・開発事業の実施については親和性あり。

制度的措置②

災害廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備(1)

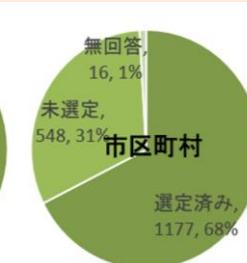
現状と課題等（災害廃棄物処理計画・災害支援協定）

- 災害廃棄物処理計画策定率は、令和5年度末時点で、都道府県100%、市区町村86%
- ※第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）において市町村の災害廃棄物処理計画策定率100%（2030年度）を設定
- 災害廃棄物処理計画の改定を行ったことのある自治体は、都道府県で約5割、市区町村で約2割にとどまる
 - 策定・改定における課題として、マンパワーや知見の不足が高い要因となっている



災害廃棄物処理計画を策定済みの場合、
災害廃棄物処理計画の改定の有無（令和5年度末時点）

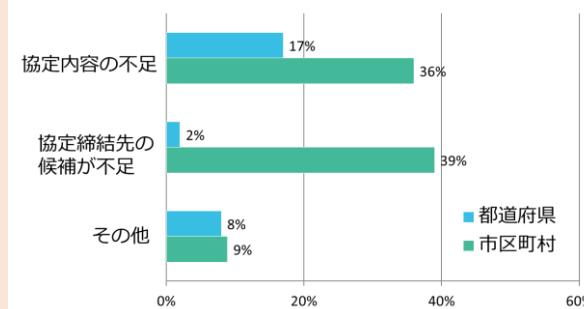
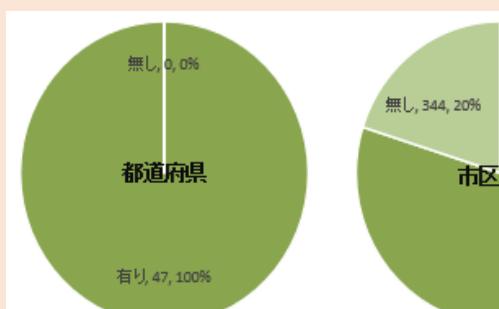
- 災害廃棄物処理計画の中で、仮置場候補地を選定している自治体は、都道府県で約3割、市区町村で約7割
- 災害廃棄物処理計画における水害の想定率は、都道府県で約4割、市区町村で約3割にとどまる
- 災害廃棄物処理計画内で想定すべき事項の反映が不十分である



仮置場候補地選定率
(令和5年度末時点)

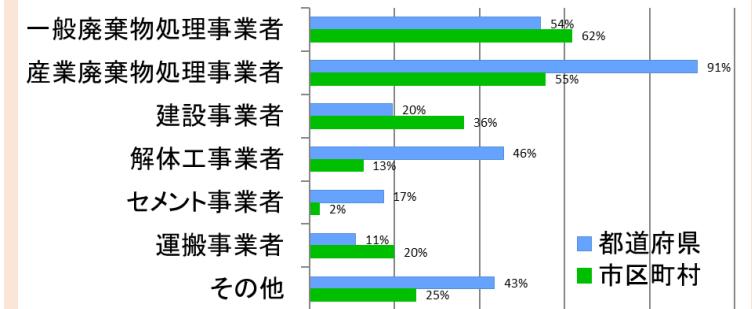
災害廃棄物処理計画における被害想定率
(令和5年度末時点)

- 都道府県、周辺市町村、民間事業者等と災害時の支援協定締結率は、都道府県では全て締結済、市区町村で約8割
- 協定を締結していても、協定内容の不足、締結先の候補不足が課題
- 廃棄物処理事業者と協定締結済みの自治体が多い一方で、建設事業者や解体事業者等その他事業者との協定締結が進んでいない



災害支援協定締結率（令和5年度末時点）

協定締結における課題（令和5年度末時点）



民間事業者との協定締結状況（令和5年度末時点）

制度的措置②

災害廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備(1)

見直しの方向性

- 市町村における、平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動性を確保することにより、災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、**法定計画である一般廃棄物処理計画の規定事項へ、非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加すべき**である。
- 市町村だけでは対応が難しい災害廃棄物対応について、他の自治体はもとより民間事業者・団体等との連携を行うことで、より円滑な災害廃棄物対応が可能になることから、こうした自治体間及び民間事業者・団体との災害支援協定の締結・活用を促進する観点から、災害廃棄物処理計画に基づく**災害支援協定の締結を、自治体の努力義務とすべき**である。
- なお、一般廃棄物処理計画への非常災害時の廃棄物処理に関する事項の追加については、令和5年3月に閣議決定された「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」に沿って検証を行い、計画による手法が有効かつ最も効率的であることを確認した。

柔軟な制度運用と国から自治体への周知・助言

■ 地域防災計画等の他の計画との一体策定等、一定の自由度を認める

他の計画との一体策定の事例

- ・福島県三春町（人口約1.6万人）では、地域防災計画の資料編に災害廃棄物処理計画の節を設け、庁内体制や関係者との連絡体制に関する記述が充実しており、また、災害廃棄物発生量、仮置場候補地等が示されている。
⇒こうした場合は、一般廃棄物処理計画への再度の記載を求めるることはせず（記載箇所の明示のみ等との対応）、意思表明にあたっての手法はある程度自由度を持たせることを想定。

■ 自治体の実情などを踏まえ、丁寧に支援等を行う

- 令和5年度末時点で86%の市町村が記載済であり、記載済自治体の中には小規模自治体も含まれていることを確認しつつも、現時点未記載の自治体ではマンパワー不足や専門知識の不足により記載が進まない実態があることから、こうした**小規模自治体**に対しては、各種支援施策を実施するとともに、本措置と同時に制度措置予定の専門支援機関により支援をしていく。

現状と課題等（災害廃棄物処理に係る特例措置）

平成27年廃棄物処理法改正により、平時の備えの強化と災害時における特例措置を整備

- 平時の備えを強化すべく、災害廃棄物の処理に関わる基本理念の明確化、国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化、国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施
 - 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものが設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化する特例（廃棄物処理法第9条の3の2、同法第9条の3の3）を追加
 - 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいとする特例（同法第15条の2の5第2項）を追加
 - 非常災害時に一定の基準を満たす場合において、一般廃棄物の収集、運搬、処分等を再委託することができる特例（廃棄物処理施行令第4条第3号）を規定
- 法第15条の2の5第2項に関し、「法第15条の設置許可を必要とする産業廃棄物処理施設（施行令第7条に列挙）に記載のない類型の施設のため、本特例を活用できなかった」ことが課題に挙げられた
- 施行令第4条第3号に関し、委託事業者の確保の困難さや再々委託の禁止を課題に挙げる自治体が多くあった

産業廃棄物の種類・品目	施設の種類
木くず	破碎施設
金属くず	切断施設、圧縮施設、破碎施設
がれき類や土砂等の混合物	選別施設
瓦類	安定型最終処分場
石膏ボード（紙+陶磁器くず）	破碎施設
タイヤ（ゴム）	金属部分とプラスチック部分を分解/分離する施設
焼却灰	灰溶融施設
スプレー缶	中身と缶を分解/分離する施設

【委託事業者の確保】

- 委託事業者の情報不足、事業者側の制度（特例規定）に関する理解不足。

【再々委託の禁止】

- 最終処分に関し再々委託ができず、処理先の確保に、円滑さが損なわれる場面があった。
- 再々委託されないか確認が必要。再々委託が必要な場合に、直接委託で対応する必要。

【対象となる災害の判断基準】

- 「非常災害時」の判断基準が不明瞭で、非常災害とする判断に時間を要した。

法第15条の2の5第2項の特例規定を活用できなかった施設の一例
(市区町村等に対し実施したアンケート調査の結果より)

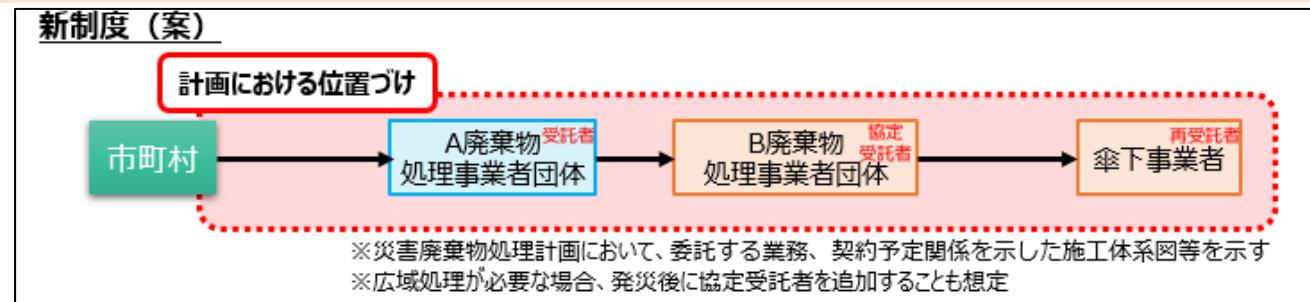
施行令第4条第3号に基づく再委託を活用した際に感じた課題の一例
(市区町村等に対し実施したアンケート調査の結果より)

制度的措置②

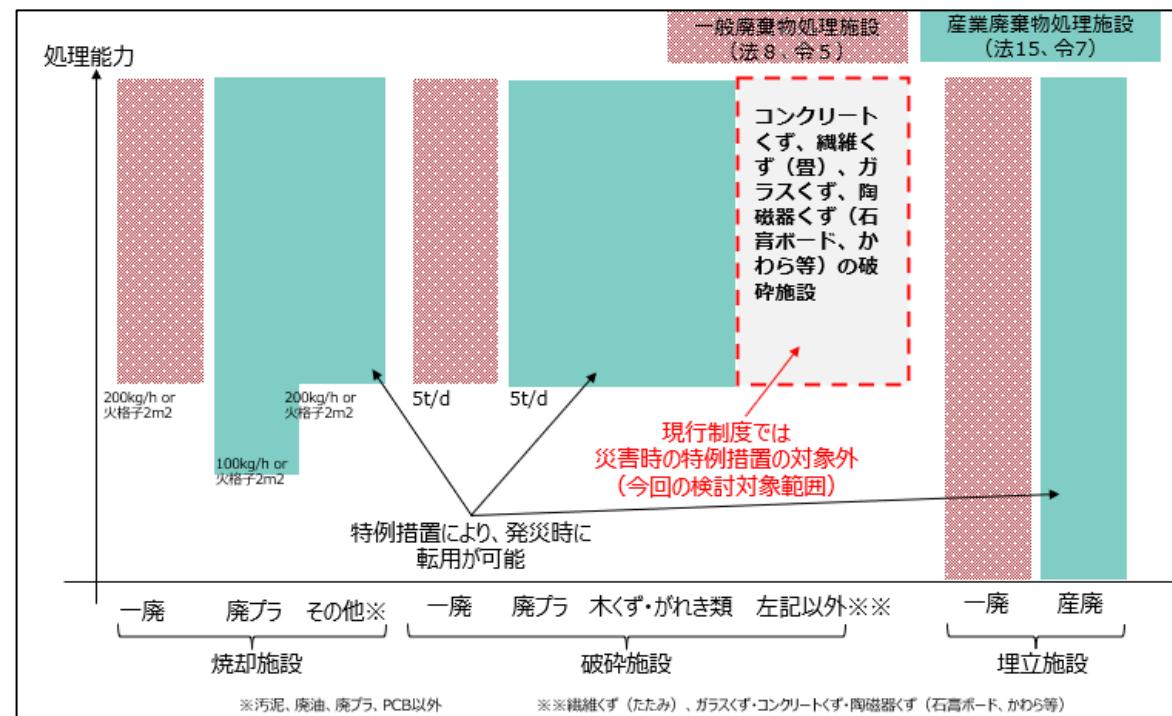
災害廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備(2)

見直しの方向性

- 自治体や民間事業者団体からの要望等を踏まえ、適正処理の確保を前提としつつ、円滑・迅速な処理の観点から、災害廃棄物処理の特例措置等の拡充を図る必要がある。適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提に、当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合に、**一般廃棄物処理の委託基準（再委託）を合理化する災害時特例を措置すべきである。**



- 廃棄物処理法第15条で規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の処理施設（畳、瓦、石膏ボードの破碎施設等）で当該産業廃棄物の処理を行う事業者が、当該産業廃棄物と同種の災害廃棄物の処理を行う場合について、**手続きの簡素化を図るなど、一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例措置を拡充すべきである。**

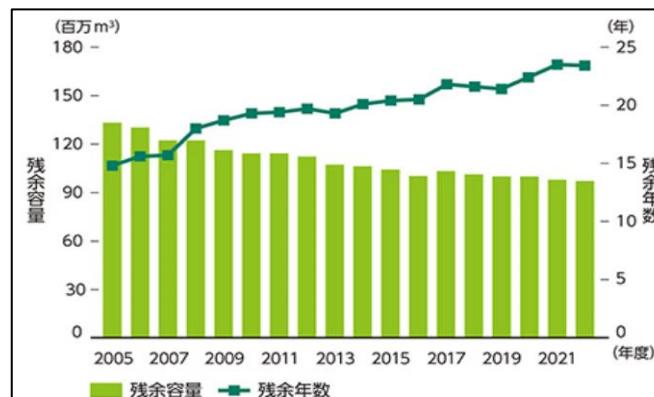


制度的措置③

廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の創設

現状と課題等（廃棄物最終処分場）

- ・ 2022年度末時点で、全国市町村が所有する一般廃棄物最終処分場の残余容量は96,663千m³、残余年数は約23.4年
- ・ 2021年度末時点で、全国自治体及び民間事業者が所有する産業廃棄物最終処分場の残余容量は1.71億m³、残余年数は約19.7年
- ・ 大規模災害時には全体で数千万トンの災害廃棄物が発生するため、再生利用等を実施した上で、相当数の最終処分場の確保が求められる
- ・ 一方で、廃棄物最終処分場は立地地域の合意形成を含めた施設整備に長期間を有するため、このような状況下において、民間の廃棄物最終処分場が災害廃棄物を受け入れた場合に施設の処理能力が大幅に減少し、通常の事業に支障を来すおそれがあり、**民間最終処分場での災害廃棄物の受け入れを促進する措置の必要性について事業者団体から懸念・要望が示されている。**



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移
(一般廃棄物)(令和4年度末時点)



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移
(産業廃棄物)(令和3年度末時点)

民間所有の
廃棄物最終処分場

大規模災害時に備え、市町村による
災害廃棄物の受入容量を事前確保す
るといった対応の必要性

見直しの方向性

災害廃棄物を受け入れる能力を有する**民間の廃棄物最終処分場の申請に基づく都道府県知事による指定制度及び指定を受けた者に対する制度的な措置を創設**とともに、災害発生時に一定の基準を満たす場合において、都道府県又は市町村が、**当該指定を受けた廃棄物最終処分場の設置者に対して、災害廃棄物の最終処分の受け入れを求める**ことができるようにすべきである。